

令和 6 年度 鹿 児 島 地 方 労 働 審 議 会
第 1 回 家 内 労 働 部 会 議 事 録

開催日時		令和6年10月15日(火)10時03分～11時17分
開催場所		鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員 (2名)	三輪全子 森尾成之 (敬称略)
	家内労働者代表委員 (3名)	海蔵伸一 百武啓二 山田たまき (敬称略)
	委託者代表委員 (3名)	上野総一郎 濱上剛一郎 平山勢津子 (敬称略)
	事務局 (3名)	森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正について 3 その他	
配付資料	1 鹿児島地方労働審議会家内労働部会委員名簿 2 家内労働法(抄)、家内労働法施行規則(抄) 3 地方労働審議会令(抄) 4 鹿児島地方労働審議会運営規程 5 鹿児島地方労働審議会家内労働部会運営規程 6 鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃 7 最低工賃改正状況(鹿児島県) 8 令和3年度第1回家内労働部会審議経過報告書 9 第14次最低工賃新設・改正計画 10 鹿児島県における家内労働者等の推移 11 委託者数と家内労働者数の推移(電気機械器具関係) 12①電気機械器具関係最低工賃の全国の決定状況 ②同上(「カプラー差し」類似) 13 令和6年度 電気関係最低工賃に関する実態調査結果 14 家内労働のしおり	

○ 小城賃金室長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回鹿児島地方労働審議会家内労働部会を開会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

私は事務局を担当いたします賃金室長の小城と申します。本日は部会長が選出され、審議が開始されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお祈いします。

本日は、今年度最初の家内労働部会ですので、開会に先立ちまして、御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の資料1に委員名簿がございますので、名簿の記載順に従って紹介いたします。なお、本日は公益委員の馬場委員は欠席でございます。

それでは、公益代表委員から御紹介いたします。
三輪委員でございます。

- 三輪委員
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
森尾委員でございます。
- 森尾委員
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
続きまして、家内労働者代表委員を御紹介いたします。
海蔵委員でございます。
- 海蔵委員
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
百武委員でございます。
- 百武委員
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
山田委員でございます。
- 山田委員
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
次に、委託者代表委員を御紹介いたします。
上野委員でございます。
- 上野委員
上野です。よろしくお願いいたします。

- 小城賃金室長
濱上委員でございます。
- 濱上委員
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
平山委員でございます。
- 平山委員
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
最後に、事務局である労働局側の職員を紹介させていただきます。
労働基準部長の森川でございます。
- 森川労働基準部長
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
賃金室長補佐の西野でございます。
- 西野賃金室長補佐
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
そして私、賃金室長の小城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
審議に入る前に皆様をお願いをさせていただきます。本部会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするため、進行役を除きまして、御発言いただく前にはお近くのマイクを手にとって、必ず自分のお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。
また、マイク同士の干渉を避けるため、その都度マイクのオン・オフを行っていただきますようお願いいたします。
それでは、本日は第1回目の家内労働部会でございますので、森川労働基準部長から御挨拶を申し上げます。
- 森川労働基準部長
森川でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当部会に御出席いただき、感謝申し上げます。

最低工賃につきましては、令和4年度を初年度とする第14次最低工賃新設・改正計画の方針に基づき、3年を周期に最低工賃新設・改正を行うこととされておりまして、この計画期間中に家内労働実態調査を行って、委託者数、家内労働者数を把握し、その結果を踏まえまして改正の必要性の審議を行うこととしているところでございます。この家内労働実態調査の結果に関しましては後ほど担当者から説明をさせていただきます。

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃は昭和56年に新設されて、その後、平成元年から平成16年まで6回にわたり改正が行われてきました。平成16年3月に改正されて以降、対象品目や家内労働者数の減少などを理由に諮問が見送られてまいりましたが、前回の第13次最低工賃新設・改正計画に基づき令和4年2月に開催された家内労働部会での改正の必要性ありとの審議結果を受け、さらに最低工賃専門部会での調査審議の結果、現在の鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃であります令和4年12月22日発効の品目ワイヤーハーネス、工程カプラー差し、金額50銭などといった状況となっております。

本日は、当該最低工賃の改正の必要性について御審議していただきまして、最低工賃改正の諮問を行うべきか、または諮問を見送るかにつきまして、11月に開催予定の第1回鹿児島地方労働審議会に家内労働部会としての結論を報告することができますようお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、短時間での審議となりますが、審議の円滑な運営につきまして格別の御協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、開会に先立ちまして、本部会の成立と会議の公開について、事務局より御報告いたします。

お手元の資料ナンバー3の地方労働審議会令第8条第1項及び第3項により、部会は委員の3分の2以上または家内労働者代表委員、それから委託者代表委員及び公益委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない旨が記載されております。

本日は委員の3分の2以上となる8名の委員に御出席していただき、定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、お手元の資料4の鹿児島地方労働審議会運営規程第5条によりまして、会議は、原則として公開するようになっており、事務局で事前に本日の部会の開会につきまして公示しましたところ、傍聴希望はなかったことを御報告いたします。

それでは、議事に入ります。議題の1の部会長及び部会長代理の選出について、提案させていただきます。

部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、部会長は公益を代表する委員のうち、当該部会に属する委員が選挙するとなっております。また、部会長代理は、

同審議会令第6条第7項により部会長代理は部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとなっております。

本日の家内労働部会の開催に当たり、事前に公益委員の皆様で打合せをしていただいておりますので、本日はその結果をお諮りして御承認をいただくという形でいかがかと考えておりました。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。それでは異議なしということで、公益委員の皆様で打合せをしていただいた結果を御報告させていただきます。

まず、部会長に三輪委員、それから部会長代理に森尾委員を推薦していただいております。御承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。それでは、部会長に三輪委員、部会長代理に森尾委員を決定させていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、三輪部会長にお願いいたします。

○ 三輪部会長

皆様、こんにちは。ただいま、部会長のほうに選出されました三輪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、労働基準部長の御挨拶にもありましたとおり、最低工賃の見直しに向けて改正の諮問を行うのか、あるいは諮問を見送るのか、この家内労働部会としての見解を出し、地方労働審議会にその結果を報告するという重要な審議となりますので、委員の皆様の活発な審議と円滑な運営に御協力をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の家内労働部会は有効に成立しているということでございますので、これから審議のほうを始めさせていただきたいと思います。

まず、先に事務局のほうから何かございますでしょうか。

○ 小城賃金室長

先ほど会議の公開の可否について申し上げたところでありますが、改めて御審議をお願いしたいのですが、お手元の資料4の鹿児島地方労働審議会運営規程第5条及び6条にあります会議そのものの公開の件、そして議事録及び会議資料の公開の件についてであります。

いずれも、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合に、会長は非公開や全部または一部を非公開とすることができるかとされており、会長の御判断をお願いいたします。

○ 三輪部会長

ただいま事務局のほうから説明がありました会議そのものの公開の件、そして議事録、会議資料の公開の件、いずれについても、私としましては本部会の定例的な議題でもございますし、非公開にする理由はないと思っております。傍聴、議事録、それから事務局が準備した会議資料の公開については認めることとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、本日の議題2の鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正についてに入りたいと思います。

審議を開始する前に、前回開催されました平成3年度鹿児島地方労働審議会の審議経過について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、令和4年3月10日に開催されました令和3年度第2回鹿児島地方労働審議会の審議内容について、要旨を説明させていただきます。

この審議会では、令和4年2月15日に開催された家内労働部会での検討結果を取りまとめた令和3年度第1回家内労働部会審議経過報告書の説明が行われました。この報告につきましては、資料8として添付しておりますので、詳細についてはそちらを御確認いただければと思っております。

また、家内労働部会の議決につきましては、令和3年11月18日に開催されました令和3年度第1回鹿児島地方労働審議会において、鹿児島地方労働審議会運営規程第10条1項により、家内労働部会の議決をもって審議会の議決とするとして了承していただいておりますので、鹿児島地方労働審議会家内労働部会運営規程第3条に基づき報告されたものです。

審議会では、事務局より審議経過報告書に基づき、鹿児島県の家内労働者の推移、鹿児島県の電気機械器具関係の最低工賃の改正の推移、電気機械器具関係の家内労働者の作業実態調査の結果について説明が行われた後、審議していただいた結果、令和3年度においては全会一致により最低工賃の改正の必要性があり、改正諮問すべきであるとの結論に達したこと。それから、工賃額の改正を前提とするのではなく、品目、工程などの見直し等も含めて議論することを申し合わせた旨が報告されております。

報告書によりますと、事務局としては、昭和 56 年に新設され、その後、平成元年から平成 16 年まで 6 回にわたり改正が行われてきましたが、平成 16 年 3 月に改正された以降は、対象品目や家内労働者の減少などを理由に改正諮問を見送ってきたもので、これまで改正諮問を見送ってきた状況と変化がないことを理由に諮問の見送りを考えているとの説明が行われたようではありますが、委員の皆様方から様々な意見が述べられ、最終的には改正諮問を行うべきと判断されたものです。

なお、本日の家内労働部会の結論につきましても、令和 6 年 3 月 11 日に開催されました令和 5 年度第 2 回鹿児島地方労働審議会の中で、鹿児島地方労働審議会運営規程第 10 条 1 項により、家内労働部会の議決をもって審議会の議決とすると了承をいただいておりますので、審議会での結論となり、その結果は 11 月 14 日に開催予定の令和 6 年度第 1 回鹿児島地方労働審議会に報告する形になっていることを申し添えさせていただきます。

私からの説明は以上になります。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ただいま、資料 8 の前回の審議経過について、御説明がございましたけれども、今の事務局の説明について何か御質問等ございませんでしょうか。ございましたら、近くのマイクのほうを取っていただいて、お名前をおっしゃっていただいて発言をお願いいたします。よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 三輪部会長

では、そのまま進めてまいりたいと思います。

それでは、これから改正の必要性があるか具体的な審議に入ります。審議の参考にするために、議題 2 の (1) 鹿児島県における家内労働の概要等と、(2) の電気機械器具関係の家内労働の実態調査結果について、事務局からまとめて御説明のほどをお願いいたします。

○ 西野賃金室長補佐

それでは、鹿児島県における家内労働の概要等、それから電気機械器具関係の家内労働の実態調査結果について御説明をいたします。

家内労働部会については久々の開催になりますことと、初めて出席される委員の方もおいですので、最初に家内労働に関する定義などについての確認もさせていただきたいと思います。

まず、末尾の資料 14 の冊子「家内労働のしおり」を御覧ください。その中の 4 ページを御覧ください。二つ目の赤の丸のところには法第 2 条というところがありまして、家内労働者の定義というところがございます。

家内労働者の定義につきましては、今から述べる五つの要件を全て備えた者ということになります。

一つ目が、製造・加工業者や販売業者またはこれらの請負業者から委託を受けること。

二つ目が、それらの業者から提供された物品を部品・附属品あるいは原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。

三つ目が、委託業者の目的である物品の製造加工などを行うこと。

四つ目が、主として労働の代償を得るために働くものであること。

五つ目が、本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、他人を使用しないこととされています。

参考までに、一般的な労働者といえますのは、労働基準法第9条に定義されていますけれども、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいうというふうに定義されています。家内労働者は、中には、委託者が場所を提供している場合もあるようですけれども、一般的には各々の御自宅を作業場としておりますので、納期は設定されますが、いつ、どの時間帯に何時間作業を行うのかというようなことは家内労働者の裁量に任されていることになります。

そのため、工賃、物を製作・加工する労力に対する手間賃、工賃については、一般の労働者であれば時給、日給、月給というような単位で決められておりますが、家内労働者には1時間いくらというような概念はございませんので、加工する物の個数を単位としまして決められるということになります。

本日の議題となっております最低工賃についてですけれども、しおりの7ページを開いてください。一番下の丸にございますように、最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものとされております。

また、最低工賃が決まれば、委託者は決められた最低工賃以上の工賃を支払わなければならないこととなります。

それでは、資料番号に沿って御説明をいたしていきたいと思えます。

資料1から5までは、当該部会の委員の方々の名簿ですとか、家内労働法など各種規程等を添付しております。実際見ていただくのは資料6からでございます。

資料6が、鹿児島県における現在の最低工賃ということになります。以前は、繊維関係の「横編ニット製造業」ですとか「男子既製洋服製造業」というようなものも最低工賃が定められておりましたけれども、現在は電気機械器具製造業だけが定められている状況でございます。

なお、現在は、資料6にありますように、品目としては、ワイヤーハーネスのみで、工程、規格、金額が決められております。工程や規格についても決められておりますので、これらに合わないものは、たとえワイヤーハーネスといっても適用されないこととなります。

次に、資料7を御覧ください。資料7の1枚目は、最低工賃の改正状況になります。

右端の発効年月日を御覧ください。昭和56年11月1日に電気機械器具製造業最低工賃が発効されて以降、その後6回の改正が行われましたが、平成16年3月11日を最後に改正されておりました。直近では、令和4年12月22日の改正により、現在の最低工

賃に至っております。

この令和4年12月の改正では、表の一番下の段を見ていただければ分かりますように、最低工賃の名称そのものの改正も行われました。

また、1枚めくっていただき2枚目の一番下の段を御覧ください。この記載のとおり、令和4年の12月の改正において、品目名がカプラー差しからワイヤーハーネスに変更され、工程についても工程と規格というふうに分けた上で、金額が42銭から50銭へと8銭の引上げが行われております。

また、その上の二つの表のすぐ下に記載されておりますとおり、品目はピンサシと製品並べというものがあつたのですけれども、これが削除されております。

ちなみに、平成16年3月の改正につきましては、ピンサシ、製品並べは規格、工程の変更であり、カプラー差しは金額の改正はされておりましたので、実質金額の改正としては、平成13年5月から令和4年12月までの約22年間行われていなかったということになります。

次の資料8なのですが、先ほど当室長から説明がございましたとおりでございます。

次に、資料9を御覧ください。これは、厚生労働省のほうから出ております第14次最低工賃新設・改正計画になります。

最低工賃の改正につきましては、実効性の確保を図るため、原則として3年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこととされておまして、2枚目の第14次最低工賃新設・改正計画のとおり、当局の場合、令和6年度に改正の結論を出すこととなっております。本日のこの部会はそのための会議という位置づけになります。

なお、工程、規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず、工程、規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこととされています。

また、改正諮問の見送りにつきましては、資料9の裏面の(3)というところですが、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のための最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会等において必ず諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の御了解を得た上で、最低工賃について改正諮問の見送りをを行うこととされております。

また、同じページの下の方の3番なのですが、「最低工賃の統合又は廃止の検討について」は、最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来的にも増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃について、今後の在り方を検討した上で、二つ以上の最低工賃を統合することがあり得る場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は廃止することも検討することとされているところです。先ほどの男子の既製服とかいったところも、このような手続を経ているということになります。

次に、資料の10を御覧ください。こちらの表は、鹿児島県における家内労働者等の推移についてです。表の一番下にありますように、毎年実施している家内労働概況調査及び3年に1回程度行われる家内労働等実態調査というものに基づいて作成しております。

まず表の一番下の黄色の行を御覧ください。これは全ての業種の委託者数と家内労働者数に係る平成10年から一部2年飛ばし、令和5年までの数値ということになっております。平成10年から30年までは2年ごとの数値を、それ以降は毎年の数値を記載しております。

平成10年には、137委託者の家内労働者4,954人ということだったのですが、令和5年には41委託業者の家内労働者数652人まで減少しております。比率で言うと、平成10年と比べて令和5年は委託者数で29.9%、家内労働者数で13.2%まで減少しているということになります。

また、最低工賃が決められている電気関係製造業ということで見えますと、平成10年には54委託者の家内労働者数2,618人でしたが、令和5年には19委託業者の家内労働者数415人まで減少しております。こちらも比率で比較しますと、委託者数で35.2%、家内労働者数で15.9%にまで減少しております。

この裏面は折れ線グラフにしたものですが、ここ数年は委託者数も家内労働者数も横ばい状態で推移しているというところがございます。

続きまして、資料11を御覧ください。こちらは、最低工賃が適用される家内労働者数の推移についてです。カプラー差しというのが一番下でございますけれども、平成21年10月と比較しますと、委託者数自体は、増減を繰り返しながらそんなに変わらないんですけれども、家内労働者数自体は減少傾向にあるということになります。

なお、カプラー差しを委託している業者は、カプラー差し以外の作業も委託しているところですが、今回の調査におけるカプラー差しの委託者の家内労働者数は161人で、最低工賃が適用される家内労働者の割合は、電気関係の全体の54.9%程度ではなかろうかというふうに考えております。

次に、資料ナンバー12の①と②を御覧ください。①は全国の電気機械器具関係製造業の最低工賃になります。参考までに添付しております。

12の②は、この一つ前の①から抽出しました全国のカプラー差しと類似するものの最低工賃ということになります。名称がカプラーと表現されているものや、コネクタとかハウジングなどと表現されているものもありまして、呼び方が少々違いますけれども、ほぼ同じものではないかというふうに考えております。

黄色で色付けされたものは、鹿児島県のカプラー差しと規格が全く同じものということになります。具体的には、黄色が付いているのは電線の長さが50cmを超え2m以下となるものでございます。

長野県は1ピンにつき60銭、静岡県は1本につき53銭、愛知県は1本につき68銭、島根県は1端子につき40銭、岡山県は1本につき53銭、熊本は1本につき55銭、大分県は1本につき52銭、宮崎県は1つ穴につき39銭、この黄色を付けてあるところが参考になるのではなかろうかと思えます。鹿児島県は1本につき50銭と、先ほど来申し上げているとおりです。

一番左のところに直近の改正年月日が書いてあるのですが、今、黄色を付けたものの中でも、近年、改正されていないようなものもございます。

また、規格等につきまして、電線の長さを設定してあるものとないものがございますけ

れども、一般的には、電線が長くなるほど工賃は高く設定されているようでございます。

続きまして、資料ナンバー13を御覧ください。令和6年度の電気関係最低工賃に係る実態調査結果をまとめたものでございます。また、一部回答をいただけていない事業場もございますので、あくまでも現時点での結果分析と御理解ください。

調査は、令和6年4月1日現在の電気関係の委託者を対象に通信調査ですとか、電話によるフォローの調査をさせていただき、実施しました。

裏面の表の下に二重丸でカプラー差しについてというところがございます。カプラー差しにつきましては、自動車用の組電線、ワイヤーハーネスを製造する7事業場と、自動車以外では民生用電気製品用組電線を製造する1事業場において委託が継続されております。

自動車用組電線の7事業場は全て大隅半島に集中しています。民生用電気製品用組電線の1社につきましては、コンビニなどのコーヒーメーカーなどに使用されているというふうにお聞きしております。

なお、ワイヤーハーネスには、カプラー差し以外にも、チューブ通しですとかテープ巻きといったような工程があります。

全ての事業場の回答が出そろったわけではございませんけれども、調査対象の8事業場の家内労働者は179人で、うちカプラー差しは161人、率にして89.9%ではなかろうかと現時点では捉えているところでございます。

カプラー差しの工賃、一覧表をお付けしておりますけれども、1差し当たりで換算すると、電線の長さにもよりますけれども、60銭から90銭で設定されているようです。

電線の長さは、大部分が20cmから1mを占めており、1mを超えるものは非常に少ないというふうになっております。

半導体の不足ですとか認証不正問題いろいろありますけれども、自動車産業の動向にもよりますが、家内労働者数は急激な増加は見込めないものの、今後も同程度の水準で推移するのではなかろうかと考えられるところでございます。

また、前の資料9にもありますけれども、工程とか規格等が業務実態と乖離している最低工賃につきましては、工賃額のみならず、工程、規格などについても見直しを行い、必要な改正を行うこととされています。

しかし、カプラー差し以外の委託業務は多種多様な業務となっているところで、この中で比較的人数が多い業務と申しましても、サス枠というのがございますが、サス清掃の43人、その他の業務でも多いものは30人未満、少ないものでは10人未満というふうになっております。

これが実態調査を踏まえた現在の最低工賃を取り巻く状況ということになります。

事務局といたしましては、適用家内労働者数が今後も減少し続けるようであれば、廃止も検討せざるを得ないものと考えておりますが、現行のカプラー差しについては100人以上の適用労働者が存在することが確実であるため、今回は改正の必要性について御審議をお願いすることとした次第でございます。

改正諮問を行うべきか否かの判断に当たっては、規格等の類似した他県の状況ですとか、近隣の決定状況等も踏まえ、御判断をしていただきたいと思いますと考えております。

これから後はあくまで参考でございますが、改正諮問を行うべきとの判断がなされた前回、令和4年2月開催の家内労働部会当時の電気機械器具関係の産業別最低賃金は、令和3年12月17日発効の842円でした。現在、電気機械器具関係の産業別最低賃金額は県の最低賃金と同額というふうになっており、953円、10月5日から改定されました。この間、率で13.18%引上げが行われたこととなります。

単純に最低工賃の引上げと最低賃金の引上げを同じように考えることは適当ではないということは承知しておりますけれども、このことも改正諮問を行うべきか否かの御判断の材料になるのではないかと考えるところでございます。

長くなりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから鹿児島県における家内労働の概要等、あと、電気機械器具関係の家内労働者の実態調査の結果について御説明をいただきました。ただいまの説明に対する質問も含めまして、電気機械器具製造業最低工賃の改正諮問について、どなたからでも構いませんので、御意見のほうを頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

○ 上野委員

上野です。

カプラー差しという作業が、見たことがないので、せめて動画で工程を見せていただかないと、これが果たしてどのくらいのスキルが必要なのか、どのくらいの工程が必要なのかというのが理解できないので、高い、安いを決める判断材料をいただきたいというふうに考えました。

○ 西野賃金室長補佐

すみません、動画はなくて、過去には工賃を決める際に、実地調査や視察として見に行っていたということがあります。

動画はないのですけれども、当局の挿絵のようなものですか、あと他局の写真で作ったようなものもございます。

○ 上野委員

せめて工程が分からないと、この作業がどういった、1本仕上げるのにどのくらいかかるのかというのは、せめてそういう判断材料はいただきたいと思うのですけれども。

○ 小城賃金室長

後ほど図を印刷してお持ちするという形で、準備させてもらってもよろしいですか。

今回、この家内労働部会に関しましては、改正の必要性あり、なしで、さらにその後、もし改正の必要がありとなれば、また具体的な金額とか工程とかについては専門部会のほうに移っていきますので、そちらのほうではそういう細かいところも当然また資料としてお出ししてというような話になっていくのだろうと想像していたのですが、私どももちょっと資料の準備が十分でなかったかなということで、今、簡単にこういったものというのが分かるように準備したいと思います。少々お待ちいただいて、このまま議論を続けさせていただきますてもよろしいですか。

○ 三輪部会長

かしこまりました。

では、今ちょっと、写真等だと思えますけれども、事務局のほうで御準備していただいている最中にそのまま継続して、ほかの方々、何か質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

お願いいたします。

○ 海蔵委員

海蔵委員です。

法的な根拠があって、都道府県ごとに最低賃金の論議をするということになっているというふうに思うのですが、少し日本全体を見たときに、家内労働の市場そのものはもうずっと縮小傾向にある中で、例えば鹿児島の中でもこのカプラー差しが100人をもう切ってくると、廃止の検討などもされていくと思うのですが、少し、都道府県ごとに丁寧な議論によって設定をしていくということと、実際の現場の実態となかなかかけ離れた状態になっているというふうに思うのですよね。

なので、鹿児島の中で労働者全体から見たときに家内労働者はかなり影響率が低いというふうにも思いますし、そうすると、少し全国レベルでそういう議論をやった上で設定をしていくと。全国となると一定数はまだ市場としてあるわけなので。

そういう議論が必要じゃないのかなというふうなことを少し前提に置きまして、先ほど上野委員からもございましたけれども、家内工賃の見直しの必要性ありなのか必要性なしなのかとするところの、少し何をもって判断すればいいのかなというのが非常に分かりづらいというかですね。

例えば、地域別最賃ですけれども、家内労働者も労基法上の労働者とするのであればそういう最賃というのでも一定の比較論議の中に入ってもいいのかなというふうには思っていますが、例えば、今期、隣県と比較するのもどうかと思うのですが、熊本の最賃を鹿児島は上回ったわけです。この家内工賃でいくと熊本のほうが上回っているところ、カプラー差しとかですね、そこにどういった道理があってそういう現象が起きるのかという非常に疑問も湧いてくる場所があります。

なので、最賃と少し、親和性を考えたときに、近年、結構最賃も上がっていていますので、この最低賃金もある意味その連動性があるといいのかなというふうに考えるので、

私としては、その必要性ありということで諮問してもいいのではないかなというふうには考えているところです。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

お願いいたします。

○ 平山委員

平山と申します。

今、上野委員からもお話がありましたけれども、私もこの委員という仕事をさせていただくに当たりますは、やはり真剣に、誠実に、本当にどういうものが必要なのかということを考えていると思っております。

ただ、私も経験不足で勉強不足で、カプラー差しがどれぐらいの労働なのか、そして人が減ってきていますよね。これはなぜ減っているのかちょっとよく私も分からないのですけれども、だんだん何か機械化したとか、何か別のことで、ちょっと人間の手を煩わすことがなくなったのか、その辺のこともちょっとよく分からないのですね。

あと、ここの表を見ますと、何か 1,000 本やって 1 時間で 700 円というのがあるのですが、ちょっと私、1,000 本を 1 時間で何かする作業ってすごい作業だと思うのですが、その辺のところのちょっと想像もつかないですし。

本当にこの仕事これから日本の産業にとってもとても大事で、減っちゃ困るというような考えで賃金を考えていくのか、これからは少しずつ人が減っていくから、少しずつ縮小のほうになるかというと、またもちろんその方の生活は支えなきゃいけないですけども、上げ幅というのはまたそこで考えていかなきゃいけないし。

私自身が先ほど申しましたように勉強不足ということもあるのですが、その辺のことが、私知識がなくて、どのように賃金をどうするかということに答えて、そして考えていくかというのがまだ自分でよく分からないというか、そういう感じを今、私自身が正直ですね、感じたので、ちょっと一言意見を述べさせていただきました。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに皆様、事務局の写真を御準備している間に思っているお考え、意見で構いませんので、よろしければどうぞ。

○ 百武委員

百武です。

私もこの会に初めて参加をさせていただいたので、どういう実態かというところを全部把握できているわけではありませんけれども、先ほどお話があった 13 ページのところでは

うと、1,000本だとかという本数ももちろんそう思ったのですけれども、もう一つは、何らかの主たる仕事があって、これはプラスアルファと言ったらあれなのでしょうけれども、内職とかそういうふうなことで捉えられているのか、これだけで生計を立てられるものなのかどうか。例えば病気だとか外に出られないとかということで家内労働をされているのか。

そこらあたりの実態というのを把握されてあれば教えていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか、今、百武委員のほうからありました、実態的に鹿児島県でも把握されていたら、全国でもいいのですけれども、教えていただければと思います。

事務局お願いします。

○ 小城賃金室長

まず、1,000本で幾らとかというふうなお話がさっきから議論に出ていますけど、時間がかかるのが、結局ワイヤーの長さによってその時間がかかるのが変わるようで、それもばらばらだというのが正直実態でして、同じものの長さで同じような作業をしているかというところとそうじゃないものから、それぞれに委託先で、短いものもあれば長いものもありますし、線と線の間でそういう器具が入るわけですけど、カプラーといったものが入るわけですが、それが二つあるものや一つのものとかですね、いろんな形で委託がされているようで、一概にみんながみんなこの時間あれば何本できるよねというふうな話ではなさそうですということ。

それから、先ほどから定義にも出てきましたとおり、家内労働そのものは、御本人あるいは家族といった者も作業をされることも可能でして、先ほど出ましたとおり、専業で家内労働をされている方もいますし、一方で、副業としてされている方もいるようです。

一概にこの家内労働だけで生計を立てている方が幾ら、それからそうじゃない方が幾らというのはなかなか数字の把握が難しいというところがございます。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

百武委員、よろしいでしょうか、今の回答で。

何かもし追加で。

○ 百武委員

はい。難しいというのは。

○ 小城賃金室長

そうですね、実態をつかむのは、非常に難しい。

いろんなものがとにかくこの作業の中にはあるということ。

今ちょうど表が来ましたので、今、この下の赤枠で囲んであるところを見てもらえば分かりますとおり、下のほうにタイプ1、2、3というふうなことでいろんな形のものがあるようです。その内容によって作業の複雑さが変わってくるということで、単価も変わってくるというふうなところで、単にカプラー差しだから幾らですということではなくて、長さや形状によって単価も変わって委託をされているということのようですので、なかなかその辺が非常に難しいというふうなことになるかと思えます。

先ほど、家内労働者が減ってきているということの理由については、前回の議事録とかをちょっと見てみたところでもやはり、おっしゃるとおり自動化とか機械化が進んでいるという作業もあるようです。

そういったことでだんだんなくなっていっているというふうなことも、過去の議事録などを見るとそういったことが述べられているっていったところもありましたので、そういったところもあって減少傾向が進んでいるのではないかというふうには考えています。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

では、今、事務局のほうから写真と、福島県のですかね、これ多分、対象業務の略図とかがあるからだと思うのですが、これについて何か御説明よろしいでしょうか。

○ 西野賃金室長補佐

今ちょっと配らせていただきました。

手書きのものが、当局、鹿児島ですと使っている資料でございます。今、室長のほうからも少しありましたけれども、タイプ1、タイプ2、タイプ3などがありまして、単にカプラーと電線が1往復であるものもあれば、それが長いものもあるし、また、途中が分岐と言いますか、2、3というような形で分かれている複雑なものもあるということでございます。

参考までに、福島県のを、きれいな図が入っていたものですから、付けさせていただきました。工程としては、コネクタ差しと書いてありますけれども、全く同じで、電線の端末の加工してあるものをこのカプラーというものに差していくこの作業。実際、タイプがどのパターンなのか、物次第でちょっと違ってきますので定かではございませんけれども、イメージとしてはこのようなものというふうにお考えいただければと思います。

動画とかは、これは推測でしかございませんけど、産業上の秘密といたしますか、その辺りもあって公開してないのではなかろうかというふうにと考えるとござります。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

上野委員、いかがでしょうか。今、図のほうで御説明をいただきましたけれども。

○ 上野委員

大体、想像つく範囲ではありました。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、まだほかに、今回のこの実態の調査も含めまして、今御説明いただいたお話の中で、追加で御意見、御質問等はありませんでしょうか。

どうぞ。

○ 百武委員

百武です。

先ほどの、鹿児島で決められてあるのは1本につき50銭となっていますけれども、ちょっと細かくてすみません。

配られたところの7差しって書いてある部分は7個あるので、これを1本コネクタにつなぐということ言うと、50銭の掛ける7で3円50銭になると。

そして、例えばカプラー1と2、両方差すとそれが2倍になるとか、そういう計算の仕方をするということですかね。

○ 西野賃金室長補佐

正直に申し上げますと、1本というのが、往復の1本を指しているのか、結局1本だから2差しじゃないかとかということの疑問もありつつ、ほかの局などでもあるのですけれども、当局の赤で囲ってあるところで行きますと、1差し、当時は42銭だったものですから、1差しということで、往復で2倍、タイプ1で行きますと7本ですから、50銭の7本の2倍というような考え方になります。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。百武委員、よろしいですか。

ほかに御意見いただいていない委員の先生方、大丈夫でしょうか。

お願いします。

○ 山田委員

委員の山田です。

前回もこの家内労働部会に参加させていただきまして、この話があって、どういう作業なのかというのがありまして、今の時代ですからユーチューブとかでちょっと見たのですが、もう今ちょっとないかなと思ってはいるのですが、やはり機械化できない細かい作業なんていうのは分かって参加した記憶があります。

ここ何年か、最賃もかなりの率で上がっているところを考えると、この作業を求めている方がいらっしゃるということは、やっぱりこの方たちの生活を支えるためにも、ある程度見直しが必要ではないかなといったところです。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

濱上委員はいかがでしょうか。

○ 濱上委員

ちょっとお尋ねですが、3年周期にというのは、ちょうど3年目という考えになるわけですかね。

○ 小城賃金室長

はい、そうです。

○ 濱上委員

そういうことですね。

厚労省のそういう通達から3年目という周期になるということですよ。

前回、何十年かぶりに引上げをしましたがけれども、今回はさらにいろんな、物価高上昇とか、そういう生活面での負担というのが来ているということでいえば、いやもう上げる必要はないのではというのは、なかなか言いにくいのかなというふうには思っております。

ただ、先ほどから出ておりますように、やはり何銭というちょっと感覚がまだ分からないこともあるのですけれども、3年周期で見直したほうが良いということ、それから前回からするとさらに消費者物価等も非常に上がってきているというようなことを言えば、方向性としては、額はあとの専門部会に内容等も含めて審議していただくということもありかなというふうには思ったところです。

ただ、この場でもですね、できたらやっぱり具体的な作業とかそういうものがあれば、より良いのかなとは思いますが。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに、森尾委員、もしよろしければお願いします。

○ 森尾委員

教えていただきたいのですが、先ほど、鹿児島県における家内労働者等の推移ということで、平成10年と令和5年の比較というのがございました。

数がかなり減っているということでございましたけど、この分野における、特に今日のお話の中に出ておりましたように、この単価で出す時に、熟練というものは、機械化はできないということでこういう形で減っているのか、それとも産業に占めるこういう分野というのが縮小されていてマーケットの中での価値が変化しているからなのか、その辺りについて、いろんな要素があると思うのですけれども、ほかの単価とほかの市場の点もあるのですが、これはどのような位置付けでこうなってきたのかということについて、御説明いただきたいと思います。

○ 西野賃金室長補佐

細かいところは、正直申し上げてこちらも把握できていないのですけれども、やはり、先ほど電気でもありましたピンサシとかいうようなものも、もう業務自体がなくなっているというようなこともありまして、前回、廃止とか見直しが行われたところでございまして、ワイヤーハーネスについては、一定手作業で、これがあるのだらうと思うのですけれども、ほかのところはやはり自動化が進んだり、例えば、県内で大きな電気の工場がございませぬ。昔はそういうところが家内労働を出されていたのですけれども、もう全然、全く今は出されてない。

要するに、自分たちの工場と関係業者でもう事足りている。要するに、家内労働者への発注は行わないというような状況でございます。

もともと昔から少量多品種といいますか、そういうことでなかなかこなせなくて外注とか委託をしていたというようなものが、少量多品種というのはそんなに変わるものではないかと思うのですけれども、かなり、やはり産業構造自体が変化してきたことによるものではなからうかと考えるところでございます。

○ 森尾委員

ありがとうございました。

○ 三輪部会長

ほかに御意見等、御質問等ございませんでしょうか。

○ 森川労働基準部長

先ほど百武委員から御質問あったどんな類型の家内労働者かというのは、資料 14 の鹿児島ではなく全国になってしまうのですけど、32 ページ、33 ページのところに、上の表で類型別というのがありまして、専業と内職と副業とで、人数はそれぞれずっと減ってきているのですが、どの年も内職がほぼ全てという状況です。

1 番右ですと、内職の 89,000 人程度で、専業が 4,000 程度、副業が 1,500 人程度ですので、もうこれを専業でやっている方というのはもうほとんどいないのかなということだと思います。

○ 西野賃金室長補佐

今ちょうど、10月、11月がまた別の調査をやっておりまして、この専業、内職、副業というところを今、集計をしているところでございますけれども、今、部長のほうから説明がありましたように、内職の方が圧倒的に多く、これをなりわいとしている専業の方、0ではもちろんございません。

専業という方もおいでではあります。それから、専業は別に持っておりながら副業をされるとして、家内労働をされているという方も一定数ございます。

ただいま集計中でございます。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

今、御質問等、追加等で御意見等ございませんか。よろしいですか。

(質問等なし)

○ 三輪部会長

よろしいですか。

では、家内労働者側、委託者側、それから公益ですね、双方から意見を今頂戴いたしました。

部会長としましては、皆様の御意見聞きまして、今回、電気機械器具製造業最低工賃については、一応、改正の必要があるということで受け止めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

もし、こちらで御意見がある場合は今、お願いいたします。

改正の必要性があるということで受け止めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、家内労働部会といたしましては、改正の必要性ありという結論になりましたので、事務局から、令和6年度第1回鹿児島地方労働審議会におきまして、改正の必要性があるという報告をしていただくことといたします。

それでは、議題2の今回のこの改正についての審議は終わりますが、このことについて、今後のスケジュールについての説明を事務局のほうからお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、今後のスケジュールを御説明いたします。

本日の審議の結果につきましては、令和6年度第1回鹿児島地方労働審議会に家内労働部会の部会長報告として提出させていただきます。

本日、改正の必要性ありという結論になりましたので、三輪会長から労働審議会会長に対し、部会長報告を提出していただいた後、労働局長から労働審議会会長に対し、最低工賃改正の諮問をさせていただき、その後は最低工賃専門部会を設置して改正の審議をするという流れになります。

なお、本日の審議結果につきましては、審議経過を部会長報告として事務局で取りまとめ、後日、部会長に内容を御確認いただいた後に労働審議会に報告したいと考えておりますが、この方法でよろしいか、御審議をお願いいたします。

○ 三輪部会長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、家内労働部会の部会長報告の内容については、部会長に一任して報告させてほしいという御提案がありましたが、そちらのほうでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ただいまの今後の流れについて、御質問等もございませんでしょうか。

大丈夫でしょうか。

(質問等なし)

○ 三輪部会長

それでは、最後の議題3、その他に入りたいと思いますが、何か御意見など皆様ございませんでしょうか。

もしくは御要望も含めてですね、何かございませんでしょうか。

大丈夫でしょうか。

(意見・要望等なし)

○ 三輪部会長

では、最後に事務局のほうから何かございますでしょうか。

○ 小城賃金室長

本日の議事録についてですが、資料4の鹿児島地方労働審議会運営規程の第6条第2項によりますと、議事録は、原則として出席委員に電子メール等により議事内容を確認の上、

公開するとされておりますので、作成が完了次第、本日出席の委員の皆様にご電子メールにより確認をお願いする予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

では、後日、事務局より議事録を皆様にご電子メールにて送付することですので、皆様におかれましては、議事内容の確認をお願いしたいと思います。

それでは、本日の家内労働部会のほうはこれで閉会とさせていただきます。